⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,175点以上であること。

⑷　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成20年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑸　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出出来るものに限る。

・鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上４階建て以上かつ延べ面積3,600㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成10年度以降に、上記２⑸に掲げる工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に国立大学法人東京工業大学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　「工事全般の施工計画」が適切であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」及び「価格」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高30点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案は行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

③　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の合計評価点数を加算点とする。

なお、「工事全般の施工計画」において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

・機能・強度・耐久性等
・環境の維持
・交通の確保
・特別な安全対策
・省資源・リサイクル

②　「工事全般の施工計画」

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒152―8550 東京都目黒区大岡山２丁目12番１号　国立大学法人東京工業大学施設運営部施設総合企画課総務・契約グループ（契約担当）　電話03―5734―3405

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成25年７月12日（金）から平成25年８月２日（金）まで

東京工業大学施設運営部ホームページにて交付する。

（ＵＲＬ　http://www.sisetu.titech.ac.jp/koujikeiyaku/nyuusatukanren/nyuusatukanren.html）

図面等の交付に当たっては、実費により交付する。

⑶　技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年７月12日（金）から平成25年８月２日（金）午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加希望者は、平成25年７月12日（金）から平成25年８月２日（金）の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時00分から午後５時00分までに上記４⑴に持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。期限内必着。）すること。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年８月23日（金）から平成25年９月19日（木）午後５時00分まで　上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加希望者は、紙により持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。期限内必着。）すること。

入札書の提出期限は、平成25年９月19日（木）午後２時00分まで。

紙により入札書を提出する場合、提出場所は上記４⑴に同じとする。

開札は、平成25年９月20日（金）10時30分。東京工業大学施設運営部入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、銀行、契約担当役が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に本学契約担当役を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。